京都「被爆二世・三世の会」会報

京都市中京区壬生仙念町３０-２
ラボール京都５階
京都原水爆被災者懇談会気付
ＴＥＬ075-811-3203
ＦＡＸ075-811-3213
ＨＰ　http://aogiri2-3.jp

Kyoto Association of 2nd & 3rd Generation *Hibakusha*(Atomic Bomb Survivors)

２０２３年６月２１日国民平和大行進京都入り

最前列右から「二世・三世の会」会員の小林孝企さん、全国通し行進の村上厚子さん（広島の被爆二世)、被爆者の花垣ルミさん、同三山正弘さん

温故知新～川手健さんに学ぶ　　森川聖詩（神奈川県二世・三世支部）　２
国連の会議に行ってきます。応援お願いします！　　守田敏也　１２
会員から会員へ@みなさんからのお便り紹介　１３
本・ＤＶＤ・映画・番組の紹介と交流　１５
「黙殺された被曝者の声」
編集後記　１５
２０２３年７月の行事カレンダー　１６

温故知新　～　川手健さんに学ぶ

森川聖詩　神奈川県原爆被災者の会二世・三世支部

京都被爆二世・三世の会の皆さま
いつも大変お世話になっております。

この度、京都被爆二世・三世の会総会における竹峰誠一郎さんの記念講演ビデオを拝聴したことをきっかけに改めて被爆二世運動のあり方と自身の運動へのかかわり方などを考察したことについて共有させていただきたく文字といたしました。今回申し上げることにつきましてあえてタイトルを付すとすれば**『温故知新～川手健さんに学ぶ』**とさせていただければ幸いに存じます。

あらかじめ行き違いのないように申し上げますと、これから記す内容の多くは、誠に恐縮ながら竹峰さんの講演内容についての（直接の）感想ということではありません。

私は、竹峰さんのグローバルヒバクシャ構想に深く共鳴し、４年半前に発刊した拙著のなかでご高著からその記述部分を引用させていただいた後、これを踏まえて「三位一体」論【核兵器廃絶、原発ゼロ、核（核兵器・原発・核実験・・・）被害者（ヒバクシャ・避難者・・・）支援・ほしょう（補償・保障・保証）は三位一体】を提唱させていただきました（そしてその思いは変わっておりません）。

すなわちすべての核被害者のほしょう（補償・保障・保証）実現をめざし、そのことのために自身は、そして被爆二世運動はどのようなプロセスをたどればよいのかについて日々考え、また微力ではございますがその礎を築くための活動に取り組もうとしてまいりました。

竹峰さんが説明されているとおり、「原爆医療法」制定に伴い、「被爆者」が定義されて以降、「被爆者」と定義される人の範囲が（「原爆被害者」という広い視点からみると）わずかずつしか拡がらず、さらに子孫（二世・三世）の問題に至っては、その「被爆者」の範囲内においてさえも切り捨てられてきています。

こうした現状をどのようにして突破していくかを考えるとき、私が個人的にとくに最近、そして今回竹峰さんのご講演を拝聴したことで大切に考えたいと益々思うのが、戦後１９５５年頃までの原爆被害者の運動の歴史についてです。主にそのことについて共有いたしたく、それを文字にさせていただくこととしました。

このことについて、被爆者や被爆二世を含めて事実認識や視点、考え方についてかなり大きな温度差があるように感じております。

１９４５年～１９５５年までの１０年間が決して「空白」ではなかった証として日本被団協の名称が「日本原水爆被害者団体協議会」であったとも言えると思います。

戦後のアメリカの占領下の弾圧の中、峠三吉さんのような共産党員でもあった方をはじめ数々の被爆者（原爆被害者）が原爆と戦争（朝鮮戦争等）に反対して、あるいは日本製鋼所広島製作所の大量人員整理をめぐる争議などを朝鮮半島出身で在日の人々とも連帯して闘っていました。

なかでも川手健（かわてたけし）さん（１９３１年生まれ）は、１９５２年、「原爆被害者の会」を結成し、事務局長を務められました。そして峠三吉さん、「原爆一号」として知られる吉川清（きっかわきよし）さんも幹事として参加されていました。

川手さんも共産党員でいらっしゃった方です。

被爆者の家を一軒一軒丹念に訪問し、原爆被害者の会と運動への参加を呼びかけたと伝えられています。

川手さんは、「原爆被害者の会」を結成されるに際して、あるいはその後、次のようなことを言われています。「原爆被害者の口から全世界に向かって原爆の惨禍と平和の必要を訴えるその意義は大きい。原爆の投下が世界史的な大事件であるなら、その被害者が立ち上がって原爆の反対を叫ぶこともまさに世界史的なできごとである。このことの重要性についてはまだまだ本当に考えて

いる人は少ないように思う」

「被害者の組織化が遅れた責任の一端は、原爆を平和の立場から取り上げようとした人々の側にもある。・・・彼らはその運動を当の原爆被害者の側から引き出そうとはしなかった。疑いもなく戦争を望む勢力にとってはもっとも打撃になるに違いないはずの原爆被害者の団結と被害者の組織的な平和運動についてはあまり関心が払われはしなかった」。

川手さんは、新日本文学会広島支部の事務局も務められ、「原爆の詩編集委員会」の結成を呼びかけられました。そこに集われた被爆者としては、峠三吉さん、栗原貞子さんのほか、後にご高著『被爆二世』を監修された深川宗俊さんなどが挙げられます。

こうした戦後のいわゆる被爆者運動の草創期を築かれた方々は、(「被爆者」ということばが存在しなかったこの時期に)自らを文字通り「原爆被害者」として認識されていました。

原爆被害者の会は、その名のとおり当事者の会として２０名あまりの人数で発足しましたが、被爆者であるがゆえに病弱、生活に困窮・・・時間の制約があるなどから活動力に限界がありました。

そのような中にあっても川手さんや吉川さんは映画『ひろしま』の上映活動に献身的に全面協力する一方、原爆被害者の会への協力者を増やすため、上京しました。その結果、武谷三男さん、太田洋子さん、丸木位里さん・・・、あるいは岡田英二さん、乙羽信子さんなど映画『ひろしま』や『原爆の子』の出演者の方々などが協力者となられました。

１９５４年のビキニ事件に端を発した水爆禁止署名運動→原水爆禁止署名運動の拡がりが１９５５年の原水禁世界大会に伴う原水禁運動の発祥と１９５６年日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）結成への大きな引き金となったことは確かなことなのですが、峠さん、川手さん・・・原爆被害者の会をはじめとする「原爆被害者」が築いた運動の礎があってこそ、日本被団協の結成が可能になったということをしっかり認識し、そこから学ぶことは、被爆二世運動を担い、発展させ、すべての核被害者へのほしょうの道を切り拓く上で大切なことであると私は考えております。

そういう私自身、２０１６年に退職し、改めて本格的に被爆二世運動に取り組もうとした時点でこのような事実についてはっきりと認識できておりませんでした。

若い頃の活動の中で峠三吉さんの詩を読んだり、栗原貞子さんのご講演を拝聴したり、ご高著『核・天皇・被爆者』などを拝読するなど、この時期に活動されていた方々数人のお考えを理解したようなつもりになっていただけで、運動全体の流れやその後に与えた影響力など、そしてとくに川手健さんのことはまったく存じ上げませんでした。

そのような中で確か２０１７年初でしたかに永田浩三さん（お母様が広島・爆心から８００㍍の八丁堀で被爆されています）の「戦後１０年は空白ではなかった」旨をテーマとした講演会に参加し、その後ご高著『ヒロシマを伝える～詩画人・四國五郎と表現者たち』を拝読、さらに『この世界の片隅で』(山代巴編）を拝読し、認識を改めました。

そのことが被爆二世運動のあり方についての心構えが変るきっかけのひとつにもなったかと思います。

広島市原爆被害者の会の事務局長を務められ

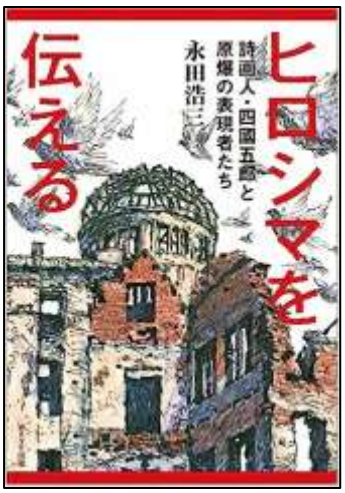

てきた田中聰司さんと（田中さんが日本被団協の代表理事でもあることなどから）何度かお会いしておりますが、最初にお目にかかったとき、田中さんは私に次のようなことを言われました。

「広島市原爆被害者の会という会の名称は、原爆の被害者は一世だけでなく子孫も含まれるという考え方なども背景としています。したがって被爆二世のほしょうや施策のことも大切に取り組んでいきたい」。

そして川手さんについても「被爆者のありのままの声や姿を運動の原点に据えようという川手さんの主張」に学び運動を進めたいとし、過去、会の学習会に類する会合で川手さんをテーマにするなどされてきた旨お聞きしております。

川手さんをはじめとする被爆者運動の草創期を支えた被爆者（原爆被害者）の方々の精神は、１９６０年に川手さんが自死されるなど様々な紆余曲折があったものの、１９６６年、日本被団協の「国家補償に基づく被爆者援護法の制定を国に迫る『原爆被害の特質と被爆者援護法の要求』（通称『つるパンフ』）」に発展したものと考えます。

竹峰さんは、「原爆医療法の制定過程において、この法律は原爆被害者だけでなく水爆実験の被害者も対象とされるべきだ」とする議論がなされていた旨を説明されましたが、これはとても重要なポイントであると拝聴しました。

この「原爆医療法」の制定（１９５７年）の９年後（１９６６年）に発表された『つるパンフ』にも次のように記されています。

「ビキニ水爆被害者が放射線の被害を受けた以上、健康管理上からは広島・長崎の被爆者と同様の措置が必要であることは云うまでもない。

第五福竜丸の被害者には補償的措置がとられたが、放射能障害に対する医療保障は行なわれていない。

またビキニの水爆実験によっては福竜丸以外、「拓洋」「さつま」などの乗組員も被害を受けたと思われる。

政府は直ちにこれらの被害を調査し、原爆被爆者と同様の医療保障と生活保障を行うべきである」。

私たちは、被爆者運動とこれまで制定あるいは改定されてきた「原爆医療法」、「被爆者特別措置法」、そしてその法案などは、必ずしもイコールではないことに注視しなければなりません。

１９９４年に制定された「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（「被爆者援護法」現行法）が、日本被団協の求めていたものではないという点については、この間まさに議論されてきていることですが、実は原爆医療法制定の時点から被団協の要求と法案の趣旨（とくに法律の対象とすべき人々の範囲）そのものにおいても相当な隔たりがあり、この『つるパンフ』において体系化され、繰り広げられていった「原水爆被害者の要求」に立脚した被爆者援護法制定運動と１９７５年、第７６回国会において初めて国会に上程された「原子爆弾被爆者等援護法案」（すなわち野党共同提案）においてもすでに隔たりは生じていました。

そのことは第６２条の被爆二世・三世への法適用条項においても顕著です。

私個人の見解ですが、「被爆者年金、遺族年金、弔慰金、及び葬祭料」が除外されていたことについては、国家補償が二世・三世に適用できるかどうか、また当時において想定される被爆二世・三世の平均年齢や時代的背景などを考慮すれば納

得するものですが、問題なのは（健診以外の施策の）適用条件を「政令で定める疾病にかかっている旨の都道府県知事の認定を受けたもの」と限定している点です。

かねてから皆さまに共有してきたとおり『つるパンフ』には次のように記されています。

「被爆二世に対する放射能障害の遺伝的影響が、どの程度あらわれるかは現在正確には把握されていない。しかし二世に対する遺伝的影響が絶無であることが証明されない以上、親の原爆被爆と関係ないと証明できる場合を除き、二世の身体異常についても被爆者としての医療保障が与えられるべきである。

この立場で、保護者あるいは本人が申請したときには、二世に対して被爆者健康手帳を交付すべきである」。

このような被団協の要求内容や趣旨と野党共同の乖離は、１９９４年の現行法制定以前に被団協の先達が築かれていた要求趣旨のだいじな一角が切り崩されていました。

そのことは１９８９年に参議院で可決した「被爆者等援護法案」に鮮明に表れています。

まず、被団協が求めていた国家補償を体現する援護施策のだいじな柱ともいえる「遺族年金」が法案から削除されています。

そしてもう一つが被爆二世・三世への適用条項に示されている（健診以外の）適用条件を「原子爆弾の傷害作用に起因する疾病にかかっている旨の都道府県知事の認定を受けた者・・・」となっていることです。

※「被爆二世又は被爆三世で、原子爆弾の傷害作用に起因する疾病にかかっている旨の都道府県知事の認定を受けた者は、第二に掲げる者とみなしてこの法律の規定（被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。）を適用すること。（第四十条第二項関係）」

これではこの法案における「医療手当」（現行法における「医療特別手当」に相当する）の適用条件と同じく原爆症認定と同様のものであり、実質上これに適用される被爆二世・三世はほぼ皆無となる実効性を欠く欠陥条項（法案）でした。

ところが私は昨年まで、この法案を何度となく読み込んでいたつもりでしたが、神奈川・・・二世・三世支部・門川支部長に指摘されるまでまったく気づけずにいました。

その理由は、衆議院で審議未了→廃案になったとはいえ、１９８９年と１９９２年、２回被爆二世・三世への適用を含む「被爆者等援護法」が参議院だけでも可決されたことは画期的なできごとであるとする「プラス面」に心を奪われていたばかりに、その先入観、思い込みからこの部分を読んだつもりでもきちんと咀嚼していなかったためだと思います。なんとも不注意・軽率でお恥ずかしい限りでございます。

門川さんがこの条項の齟齬を見逃されなかった要因の一つは神奈川県・・・なかでもとくに横浜市で実施されている医療費補助の支給手続を巡り生じている案件に思いを馳せたから・・・と聞いております。

この医療費補助は被爆者援護法（現行法）の健康管理手当対象１１障害に被爆二世が罹患し治療を受けた場合、この健康管理手当の支給要件と同様の条件で自己負担分の医療費が支払われるものです。

つまり原爆との直接・関節の因果関係は問われないものです（ただし「原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかなもの」を除く）。

そうであるにもかかわらず、医師が診断書等必要書類への記入を拒否する案件が発生しております。

とくに横浜市が手続書類の一つとして定めている診断書の下欄の記述（「《診断書記載医師の方へ》提出された診断書において、原子爆弾の放射能の影響との関係について照会させていただく場合がありますのでご協力をお願いいたします」）が、あたかも原爆との因果関係が必要であるかのように書かれていることが医師の記入拒否につながっています。

こうした事実から考えても、１９８９年の法案は、実効性を欠くものと言わざるを得ません。

広島では、田中聰司さんのほか、「韓国の原爆被害者を救援する市民の会」広島支部長を務められてきた豊永恵三郎さん、被爆体験を伝承させていただいている篠田恵さんと川崎宏明さん、篠田さ

んと同じく『原爆の子』の執筆者のお一人で映画『ひろしま』に出演された時のエピソードを含め、個人的に被爆体験を伝承させていただいている早志百合子さん・・・心から尊敬する被爆者の方々にご縁をいただき、多くのことを学ばせていただくなかで微力ながらも原爆被害の実相についての理解を深めることができたことに深く感謝しております。

ただその一方で、被爆体験伝承者養成研修に通い始めた２０１７年当初からとまどうこともありました。

広島で開催されている原爆に関連した会合などに参加すると、「森川さんはどちらなんですか？」とよく聞かれました。これは、とくに被爆二世の活動家の方から多かった質問ですが、それは「原水協」なのか「原水禁」なのかという意味のようなので私が「どちらでもありません」と答えると、けげんそうな表情をされ、いろいろお話しするうちにまた「・・・それで結局どちらなんですか？・・・」。これにはまいりましたが（苦笑）、「いや、本当にどちらでもないので・・・。どうしても・・・といわれるなら『モリカワ』流ですとでも申し上げるしかなく、詳しくは私の本にお目通しください」・・・というようにでもお答えするしかありませんでした。

また、名刺交換をして自己紹介をしたとき、私が所属する「神奈川県原爆被災者の会」という名称について顔をしかめられながら「えっ？『被災者の会』の会？被害者の会じゃないんですか？ここは重要なことですけど・・・」・・・そんなことも言われました。要するに原爆被害（者）を・・・被災（者）と称するのは見識の誤りだと言いたかったようでした。

Facebook の私のタイムライン上において、私がとても尊敬する被爆者の方が「終戦・・・」とコメントされたことに対して広島県内在住のある被爆二世の活動家の方が「終戦などというのはまちがい・・・、敗戦です」と反論。もちろん広島の被爆二世や平和運動活動家の方々が皆このような言動をされるということでは決してないのですが、一部散見されることは否めません。

運動の中で言葉とそれに伴う運動のあり方を大切にすることそのものはよいと思うのですが、どのような場面・状況や時代的背景、あるいは年齢や立場などどのような方がどのような思いで言われているのかなどを踏まえないと、仮にそれ自体が正しい見識であるとしても運動の発展や拡がり・連帯の拡がりを阻害することになるのがわきまえられていないように感じました。

たとえば神奈川の被爆者の会が「被災者の会」という名称になっているのは、印象をソフトにしてより多くの考えや立場の被爆者が参加しやすいようにするためだと思います。

父が結成した川崎の被爆者の会は「川崎市折鶴の会」、横浜の会は「はまゆうの会」という愛称が使われてきました。京都の会の皆さまならきっとすでに十分ご存知・ご理解のことと思いますが、郵送で各会員あてに送られる会の会報などが被爆者の会のものであることが家族にわかると反対をされたりあつれきの原因になったりするケースがあることに配慮してのものです（これは父から直接聴いたことです）。これは神奈川に限ったことではなく、東京では東友会、京都では京友会など、それぞれの地域の状況に合わせていろいろな愛称を用いるなど工夫されていると思います。

広島に通い始めた当初はこのようなことをはじめ困惑することも多々ありましたが、上述の被爆者の皆さま、また尊敬する被爆二世活動家、そして被爆体験伝承者の方々からのお力添えもいただきながら５年、６年と通い続ける中、お蔭様で次第に多くの方々にご縁をいただき、そして温かく迎えていただけるようにもなってきました。

父は、私が未成年であった頃から折に触れ、「被爆地広島で運動が分裂していては困る」とつぶやいていました。

被爆二世運動が発展し、厚労省への被爆二世の全国統一要求を実現させるためには被爆地広島・長崎の被爆二世の皆さまの結集は不可欠であると思います。そのような強い思いから、今春、４年ぶりに長崎にもお伺いしました。

さて、「三位一体」・・・世代を超える核被害者のほしょうを実現するために「被爆二世」は何を

なすべきかについて改めて考えてみたいと思います。

これまで私自身も様々な場と機会に申し上げてきましたとおり、核被害は、戦争による使用によらずとも核兵器製造～実験～解体に至るあらゆる過程において被ばく者、被ばく被害をもたらし、また核兵器の製造と密接な関係にある原発もおびただしい核被害者（被ばく者）を生み出してきました。

そして、広島・長崎への原爆投下による原爆被害者に限定しても、決してこれまで被爆者健康手帳を取得している人々（「被爆者」）だけが原爆被害者ではないことは明白ですし、同様のことが「被爆二世」についても言えると思います。

ただ、現状において「被爆二世」と認識されている私たちが今まず喫緊に行なうべきことは、現行法における「被爆者の子孫（「被爆二世・三世」）の具体的なほしょう要求を行い、その実現をめざすことであると思います。そのことを通じてこそ多くの世代を超える核被害者との内実を伴う連帯が可能になるのではないかと考えます。

今私がそのことを実感している卑近な例を申し上げます。

先般例会でもお伝えしたとおり、政府は２２年４月８日、福島県の原子力災害地域における「医療・介護保険料及び医療費の減免措置」の見直し（→廃止）を方針決定しています。

これに対し、原発事故被害者団体連絡会（ひだんれん）をはじめとする原発被害者・避難者の皆さんは、「事故による放射能汚染と被ばくを被ったすべての人々に対して、国の責任で「健康手帳」を交付し、無料の医療・健康管理等の保障を生涯にわたって行うための法整備（国による「健康手帳」の交付等を定めた「被爆者援護法」に準じた法整備）を行うよう求める運動を形成しつつあります。

そのことで福島の被害者の方と避難者の方からご相談をいただき、今後被爆者援護施策の歴史や変遷などについてご説明方々支援させていただくようになるかと思います。

そこで改めて思うのが被爆二世としての自身の足元についてです。

このようなとき、本来でしたら、被爆二世が現在行なっているほしょう要求のあり方を示しながらご説明をすることで、参考にしていただいたり連帯を呼びかけたりするのが本来あるべき姿であると思うのですが、現状では、その点について要求運動が形成できておらず、あくまで私案、私見を述べるに留まり、被爆者運動とその中で獲得された施策などについて、いわば代弁するようなかたちとならざるを得ないかと思います。

そしてそれ以上に、そもそも今被爆二世運動を担っている活動家と目される被爆二世の中のどれだけの人々が、被爆者援護法（現行法）についての上述のような解説をし、質問にお答えするなどできるか、また解説以前に自身が理解しているのかという疑問が湧いてまいります。

２０１１年６月、日本被団協は現行法改正要求を行い、その内容をまとめた冊子『ふたたび被爆者をつくらない決意を世界に！』を２０１２年に発行しています。

そのなかで、被爆二世への施策については「被爆二世・三世に対して、被爆者に準じた援護施策を実施すること」と記され、その内訳として「被爆二世・三世に関する実態調査」、「希望する二世に対する被爆二世手帳の交付」、「手帳所持者の健康管理と治療・療養を国の責任で行うこと」が要求項目として謳われています。そしてこの２０１２年に、被団協の専門委員会としての「二世委員会」が発足されています。

私が思うに「被爆者に準じた援護施策」といえば、当然「被爆者援護法」（現行法）の適用を意味するものであり、それ以外の解釈は考えられません。これを起草された方は、１９９４年現行法制定以前に被団協が求めていた（被爆二世・三世への適用を含めた）「被爆者等援護法」（案）の内容を想起して盛り込まれたものと確信します。この「被爆者に準じた援護施策」の具体的な中身を煮詰めること・・・すなわち現行法において定めら

れ、被爆者に実施されている施策の中から被爆二世・三世に適用されるべき施策を吟味・選定し、具体的要求案を明確にすることが被団協における被爆二世問題に関する専門委員会としての二世委員会の責務であると思います。

ところが、被団協の２０１３年度以降の毎年度の運動方針にあっては、「健康管理と国の責任で被爆者に準じた援護施策に・・・」という抽象的文言がくり返されるに留まっていました。

２０２１年度、二世委員に選出された私はいち早く、被爆二世・三世問題に特化した対厚労省交渉の実現を提唱し、現行法の二世・三世への適用を中心とした要求案の作成に取りかかりました。・・・と言っても、主に検討すべきは現行法の施策のうちのどこまでを適用施策項目とするかの絞り込みでした。

実は昨年３月来提案させていただいている案は当初のものと違っています。

被爆二世の保障に関する要求案をつくるのに、私だけの考えだけではなく、いろいろな二世の方の意見や要望を聞くことが二世委員としてのあり方と思いましたが、二世委員会の中でくり返しこの提案をしても、毎度賛成・反対の明確な意思表示も質問も意見もほとんど出されないままでのスルーがくり返され、現行健診の「検査項目拡充」等の議論にすり替わるのが常でした。

ただ救いであったのは、神奈川県原爆被災者の会二世・三世支部で私の案についての意見・感想・要望などを求めたところ、いろいろと意見が聞かれたことです。また、神奈川だけでなく、いろいろな地域の被爆二世、さらには三世の方のご意見なども聴取させていただいた上で追加修正を加えたのが今の案です（添付ファイルをご参照下さい）。

当初の私案では介護手当、家族介護手当は除いていたのですが、強い要望をいただき、追加しました。

ただ、この１年半あまり、このような被爆二世・三世の保障要求に関する具体案については、当支部以外の色々な場でもご説明をしてきたのですが、さすがに反対意見もないかわりに、賛成という以前に当事者意識をもって保障施策の具体的内容について咀嚼したり考えたり吟味したりしようとする姿勢が、とくに被爆二世団体の活動家・役員クラスの方々ほど薄いように感じてきました（もちろんそうでない方もいらっしゃいますが、大勢を占める傾向という意味においてです）。

私はその原因を真剣に考えた結果、次のように推測しております。

① 被爆者運動、被爆二世問題と運動の歴史についての認識の不足が考えられます。

１９７８年、当時の全国の被爆二世団体で「被爆二世・三世への適用を含めた被爆者援護法の制定」と当時の「現行二法の即時適用」を求めた厚生省に対する全国被爆二世統一要求が準備されていたちょうどその時、「原爆被爆者二世の健康に関する調査研究」（ほぼ同じ趣旨と内容のまま現在の「被爆二世健康診断調査」として実施され続けています）の実施が公表されました。

このことがきっかけとなり（当初は足並をそろえて反対でしたが）当時のある政党及び団体（潮流）によるテコ入れなどにより賛成派と反対派に運動は分裂し、それにより計画されていた保障要求は、健診の実施の是非…ひいてはあり方…、そしてその推進へとすり替わっていきました。

② そのような中でも被団協の先達が（被爆二世・三世への適用を含めた）被爆者等援護法制定運動を展開して下さいましたが、１９９４年、被団協が求めていた国家補償部分と被爆二世・三世への適用条項が取り除かれたかたちでの「被爆者援護法」（現行法）が制定されて以降、被爆二世・三世の保障要求が抽象的文言上はともかくも、少なくとも要求としての具体性を失い、運動側の大勢としてはとくに附帯決議（「被爆二世問題・運動における３つの試金石」をご参照下さい）等を根拠に単年度の予算措置・調査事業としての「被爆二世健診調査」の「充実化」が要求の主な軸に据えられるようになりました。

私たちは、１９７９年度の「原爆被爆者二世の健康に関する調査研究」に対して運動を賛成に導いた政党あるいは潮流と、１９９４年に、当時の「原爆二法」（「原爆医療法」と「被爆者特別措置法」）の一本化により国家補償と

二世・三世への適用を切り捨てたかたちで現行法の制定に導いた政党・潮流がほぼ同一であったということに着目しておくことが大切であると思います。

③ 国が戦後一貫して流布し続けてきた「遺伝的影響は認められない」「遺伝的影響があるとする知見は得られていない。したがって保障の必要はない。しかし、今後も被爆二世の健康状態を把握するために健診や（放影研による）調査はさらに数十年継続する」とする論法に多くの被爆二世活動家が金縛りとなり、「遺伝的影響が科学的に証明されない限り被爆二世の保障実現は不可能である」と受けとめ、無意識のうちに半ばあきらめの境地となってしまうことから、「医療保障」、あるいは「被爆者に準じた援護施策」という抽象的理念から一歩進んで要求すべき具体的な援護施策の検討に踏み出すことを無意識のうちに回避し、厚労省自身が保障施策につながるものではないと明言・断言している現行健診の「充実化」に運動の方向性をシフトしてしまう様相です。
私は、決して（現状のなかでの）被爆二世健診の存在そのものを否定しているわけではなく、現行法の二世・三世への適用要求の中身には被爆者健診と同等の保障援護施策の一環としての本来の健診（添付ファイルをご参照下さい）も含まれているため、これと同時に現行被爆二世健診調査の（検診項目増などの）充実化を同時並行して要求することは援護法（現行法）改正の要求とこの点において相反する矛盾したものとなるため事実上両立し得ないものであることをくり返し説明してまいりました（健診の内容、中身そのものではなく、実施医療機関の増加や実施頻度など受診しやすい環境の提供やその改善を主に自治体に対して要求することなどまで否定するものではなく、そうした点については神奈川の二世・三世支部においても自治体に働きかけているところです）。

④ 被爆二世当事者でありながら、被爆二世問題をいわば「外側から第三者的に」眺めてしまう発想で、とくに活動家がこの傾向に陥りがちではないかと思います。
これは、ほかならぬ私自身も無意識のうちに多少ともそのようになってしまっていたことに気づかされましたので、強い自戒を込めて申し上げることです。

したがいまして、私自身の例についてのみ申し上げることとさせていただきます。

被爆二世の平均年齢は少なくとも６０歳を超えている今なお、一部自治体を除いてまったく保障施策のない状況が続いています。

神奈川県に１１障害についての医療費補助があるといっても、若い頃から私に降りかかってきた数々の病気や症状は奇しくもすべて１１障害に該当せず、毎年の治療費は、市販の医薬品も含めて数十万円に及び、またこれ以上病状や診断不明確疾病が悪化するのを何とか防ぐための健康栄養食品（サプリメント）にこれまた年間数十万円の費用を投じ続けるなか生きながらえてきました（クロレラに至ってはすでに５０年、プロポリスも１５年あまり摂り続けてきております）。

私はたまたまそういうことができる運に恵まれて今なお生き延びておりますが、何らの保障、援護施策もないばかりに十分な治療や予防が対策できず、尊い命を早々に失い天空へと旅立った被爆二世・三世の人数はどれほどか・・・と思うと胸がしめつけられる思いです。さらにいうならば、親御様が被ばく者であることすら自他ともに定かにできないまま病苦のなか旅立たれた二世あるいは三世の方々のことを思うとなおさらです。

実は、私のそういう思いについては、一昨年～昨年の小山美砂さんからのインタビューに対してお答えしていました。それは私の一人の被爆二世としての心の底からの強い思いなのだと思います。

小山さんはその一言を聞きもらすことなく、２２年６月４日の毎日新聞の記事の中で次のように記して下さっています。

「森川さんは問いかける。『私を含め、多くの被爆二世が病気に苦しんできた。国の保障があれば、助かった命があるのではないか』」。

ところが、私自身、このように語ったことを忘れていたのです。

小山さんに「確かにそう言われていたからその通り書いたのです」と言われ、改めてよく振り返ってみると確かにそのように申し上げていた記憶がよみがえりました。

私は、被爆二世・三世に対する保障施策実現のためにできるだけ早く全国の被爆二世の統一要求交渉を国（厚労省）と行う必要があるとずっと考えてきたつもりでした。

そして先日、尊敬するある被爆二世の方にそのことについてお話ししたところ、「それはいつだと考えているの？」と聞かれました。

私が「あと２年待ってください」とお答えすると「もうそんな２年も待っておれん！」と言われました。

私はその時目が覚めました。

「２年」と申し上げる具体的な根拠があるならともかく、よく考えてみれば何らそのような根拠などなかったのです。しいてあるとするならば、私自身が被団協の二世委員であることから被団協、あるいは二世委員会との折り合いをどうするか・・・それにはまだ２年くらいは必要ではないかとする消極的な思い込みです。

でも、その間も被ばく二世・三世の苦しみは間断なく続き、一人、またひとりとかけがえのない命が失われていくであろうことは必定であり、またそもそもそういう自分自身が２年後にこの地球上に存在しているという確証もありません。

被爆二世であると言ってもいろいろな立場や考えがあってよいことで、それは個人の自由でもあるとも思います。ただ、たとえば神奈川県原爆被災者の会二世・三世支部のように神奈川県という地域の二世・三世組織の、しかも一般会員ではなく、副支部長というような役員となれば、自身のプライベートのやむを得ない事情などのことはともかくとしても他にかかわっている組織との関連性であるとか、ほかの政治課題やいわゆる「組織的課題」などと比較して、命と暮しを守るためのほしょう施策実現のための取り組みを漫然と遅らせるようなことがあってはならないと改めて気づかされました。

なぜなら地域の被爆二世・三世団体としての名称を掲げる組織の役員である以上、（地域の二世・三世を代表して）その命と暮しを守ることを一義とする責務があると思うからです（神奈川県には「被爆者のこども健康診断受診証」を取得している「被爆二世」だけでも６，６００人が在住しています）。

よくよく考えてみれば、私は過去の苦い経験からもはやそのようなあつれきに耐え、責任を果たせる自信が持てないとの思いから被爆二世の会などの団体の一般会員まではともかくも決して役員は到底務められないし、務めるべきではないと肝に銘じていたのですが、門川支部長からの強いご依頼・説得とともに、（拙著に記したとおり）横浜における福島から避難した少年へのいじめの問題について知ったことを機に、これを座視できず、一念発起して重責をお引き受けすることとしました。

そしてさらには２０２１年、被団協の二世委員に選出されたことを機に全国の被爆二世・三世の国への統一要求行動について真剣に考えてきたつもりでしたが、知らず知らずのうちに重圧に負け、多少にかかわらず被爆二世問題と自分自身を「外側」から眺めてしまっていたのだと思います。

以上のような４つの問題を踏まえた上で、改めて「現行法の被爆二世・三世への適用要求」の具体的内容について、日本被団協傘下であるか否かにかかわらず幅広く全国の被爆二世・三世団体に呼びかけ、一日も早く全国被爆二世・三世統一要求実現をめざしたいと思います。その先のゴール・・・「三位一体」【核兵器廃絶、原発ゼロ、世代を超える核（核兵器・原発・核実験…）被害者（ヒバクシャ・避難者…）支援・ほしょう（補償・保障・保証）】実現への道を切り拓くためにもです。

そのためには、京都被爆二世・三世の会の皆さまの統一要求への積極的ご参加は欠かすことができないものと考えております。

国家補償ではないまでも「被爆者援護法」（現行法）の法体系、基本的概念は（医療特別手当等原爆症認定が条件となるようなものを別とすれば放射線影響の有無や因果関係等についての科学

的立証が条件になっているものではなく、よく小山さんが言われるとおり「疑わしきは救済」(「原爆放射線の影響を受けたことを否定できない人は救済するべき」) が被爆者援護法の基本精神であり、それは１９６６年の「つるパンフ」(「二世に対する遺伝的影響が絶無であることが証明されない以上、親の原爆被爆と関係ないと証明される場合を除き、二世の身体異常についても被爆者としての医療保障が与えられるべきである」) にも記されているとおり、被爆二世・三世にも同様にあてはまることだと思います。

したがって被爆二世・三世のほしょうの必要性は「科学的知見」ではなく、その健康や暮らしの実態に基づいて判断・決定されるべきもの・・・そのことを強く国に対して主張し、訴えていくためには・・・、そしてそのプロセスにおいて多くの国民の賛同と支持を得ていく上で、守田敏也さんが多大な労苦とエネルギーを注ぎ、研鑽と工夫を重ねて作成され、京都被爆二世・三世の会の会員の皆さまが力を合わせて実施されてきた空前・緻密な「健康アンケート調査結果（報告書)」が有効かつ強力な被爆二世・三世のほしょう要求と実現への確固たる礎となることを確信しております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

長文・拙文に最後までお目通しいただき、本当にありがとうございました。

厚労省への被爆二世・三世援護施策要求（案）

1.現行の被爆者援護法を被爆者の子と孫（被爆二世・三世）に適用（現行法に「子と孫への適用条項」を追加）してください。

※ただし、適用範囲は以下のとおりとする。

（１）健康診断の実施（年２回実施。うち１回はがん検査を実施）

（２）医療の給付

一般疾病医療

（３）各種手当

① 健康管理手当…厚生労働省令で定める 11 障害のいずれかを伴う病気にかかっている人

② 介護手当（重度）…精神上または身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合

③ 介護手当（中度）…同上

④ 家族介護手当…重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をする人を雇った場合

⑤ 葬祭料…被爆二世・三世が死亡した場合、葬祭を行う人に支給

2.(上記施行までの経過措置として)

被爆者援護法で定められている健康管理手当の対象 11 障害（対象疾病）に被爆二世が罹患し、医療機関で治療を受けた場合には、支払った自己負担額を支給してください。

国連の会議に行ってきます。応援お願いします！

守田敏也（左京区）

例会でも報告しましたが、この間、国連関係のことでいろいろと動いています。

一つは国連特別報告者のセシリア・ヒメネス・ダマリーさんを日本に招き、福島原発事故避難者の人権状態を調査していただくことでした。セシリアさん、素晴らしい調査をしてくださり、最終的に圧巻のステートメントを出してくださいました。以下をご覧下さい。

https://onl.bz/Qvye3gb

大事なポイントは、いわゆる「自主避難民」と「強制避難民」は「ともに国際法上の国内避難民であり差別してはならない。政府がきちんと対応せよ」と明言して下さったことです。

このステートメントが６月から始まる国連第５３会期の本会議で正式報告として出されることになりました。それで福島からの避難者を送り込み、この報告をしっかり見届けるとともにその意義を広く発信していくことを目指しています。それで僕もジュネーブに行ってきます！６月２９日に出国し、７月９日帰国のスケジュールです。

さらにこの会期にＵＰＲ(Universal Periodic Review 普遍的定期的検査)が重なることとなりました。２００６年以降成立した国連人権理事会のもと、各国が互いの国の人権状況を審査し、勧告を出すものですが、本年最初のＵＰＲ勧告で、日本政府による福島原発からの汚染水海洋放出に対する批判と、避難者の人権を守るべきだという勧告がなされました。

これに対してセシリアさん招致で動いた「実現する会」で外務省にこの勧告の受け入れを求める要望書を出し、いろいろな団体の賛同を求めていて、前回の会議で、私たちの会からも賛同していただくことになりました。

その資料を今回紹介しますのでご覧ください。とくに「要望書」のあとにＵＰＲ勧告の日本語訳が載っているのでぜひお読み下さい。**「要望書」のあとのＵＰＲ勧告は会報の前号（№.１２７）に掲載されています。**

竹峰さんの講演を思い出しながら、太平洋諸国の人々とのつながりを感じていただけたらとも思います。

さて今回の僕のジュネーブ訪問、このＵＰＲに関するセッションの一部もカバーしてくることになりました。残念ながら日本政府の回答は７月１０日になり、そこまで出ると４日多く滞在しなければならなくなります。ホテル代のことがあり断念しましたが、ネット中継で見れるので、現地で様子をつかんだうえで帰ってきてからもしっかり取材しようと思います。

これらの取材で大きな出費が問われます。「実現する会」からも僕個人からもカンパを求めています。可能な方ぜひお願いします。

振込先：「国連特別報告者の訪日を実現する会」 ゆうちょ銀行 記号番号１４４９０-４４０３３１６１
他金融機関からの振込 店名「四四八」（読み ヨンヨンハチ）、店番 ４４８ 預金種目 普通預金 口座番号 ４４０３３１６１
振込先 ゆうちょ銀行　なまえ　モリタトシヤ　記号 14490　番号 22666151
Paypal からもカンパができます。自由に金額設定できます。
https://www.paypal.me/toshikyoto/1000

どうぞよろしくお願いします！

会員から会員へ　❁　みなさんからのお便り紹介

他地域の２世・３世の方からいただいたお便りも紹介いたします。

■「伊方原発を止める会」と映画『サイレント・フォールアウト』

松浦秀人（愛媛県原爆被害者の会）

会報、いつもありがとうございます。何かと忙しいと斜めにしかみていず、スミマセン。斜め読みでしかなくても、斜めに読んだ範囲では役立てさせてもらっています。

今般のメールは、伊東さんのサイレントフォールアウトの完成記事を見たことへの反応です。お恥ずかしいことに、近くに住んでいるのに クラウド・ファンティングをしていたことさえ知らず、つい最近になって映画づくりを知りました。

そこで、伊方原発とめる会で、伊東さんを講師とする学習会を急きょ実施し、ニュース第４２号でそれを報道し、第４３号では伊東さんのインタビュー記事（6～7 頁）を載せました。「伊方原発をとめる会」の HP にアップしているので、良かったら覗いて下さい。

また、本日（２８日）は「とめる会」の第１３回定期総会に際して、漫画「放射線を浴びた X 年後」を、カンパ込みで２千円で１５冊完売し、上映活動への協力を図っています。

第１回ミニ学習会

ー映画を通して真実を伝えたいー

講師：伊東英朗さん（ドキュメンタリー映画監督）

1月24日午後、伊東英朗さん（ドキュメンタリー映画監督、元・南海放送ディレクター）に講演していただきました。

伊東さんは、1946年から始まった太平洋核実験による被ばくの影響を追い続けたドキュメンタリー番組を2004年から次々と制作し、その集大成として映画「放射線を浴びたX年後」「放射線を浴びたX年後２」を制作。ギャラクシー賞、芸術選奨文部科学大臣賞など数々の受賞歴をお持ちです。

次から次へと繰り出されたエピソードの数々

真実を伝えたいとの思いが参加者にひしひしと伝わりました

＊1950年代半ば、セントルイスで母親たちと科学者が乳歯を収集し調査。核実験開始直後

■沖縄慰霊の日に

井坂博文（北区）

６月２３日は、日本で唯一の地上戦が繰り広げられ、住民の三人に１人が犠牲になった沖縄戦が「戦闘終結」した日であり、沖縄では「慰霊の日」として県主催の慰霊祭が開かれている。

７８年目の慰霊の日にあたり、私も会員である「No Base！沖縄とつながる京都の会」が取り組んだ記念のつどいが開かれ、キンカン行動のコールを早抜けして参加。

講師は、会の前代表の大湾宗則さん。なぜ、沖縄が戦場になったのか、沖縄戦の歴史認識を、アメリカと日本の軍事侵略の両面から分析された。それは今日の沖縄で起きている事態を見る上でも大事な視点である。自衛隊の評価や運動の進め方など、必ずしも一致しない点もあったが、憲法に立脚し、「沖縄を再び戦場にしない」ために、「沖縄のこと」にせずに私(たち)がたたかうことが大事である。

■国民平和大行進と自治体訪問

平　信行（南区）

今年も６月２１日をスタートに７月４日まで京都府下全域で国民平和大行進が歩かれます。平

和行進に際して、京都府下の全自治体～京都府と２６市町村～を訪問して協力要請等の申し入れを行います。今年も６月５日の八幡市を皮切りに北は京丹後市から南は南山城村まで、６月２３日までに２３自治体を訪問行脚してきました。

平和行進のために市役所・役場の庁舎や敷地の一部借用、市町村長から平和行進への激励のあいさつ、メッセージの依頼等をまず行いますが、ぞれだけに止まらず、各自治体の行っている平和施策・事業についての懇談、国民の命を守るための施策への意見交換も行います。今年は特に、岸田政権のすすめる敵基地攻撃能力保有と自衛隊基地強靭化計画について話すようにしました。また今問題が広がっている自衛隊員募集のための自治体からの名簿提供についても実態を聞き出すようにしました。今や自治体も“住民の命とくらしを守る”ために避けて通れない課題だと思うからです。ただちに明快な回答や納得のいく説明が返されたわけではありませんが、重要な問題提起を投げかけることができたのではないかと思います。

また、各自治体の行われている平和施策・事業は年々充実してきているようにも感じました。多くの自治体が７月、８月の時期には平和のための展示会や催し物など様々に工夫しながらとりくまれています。小学校、中学校の修学旅行も広島、長崎、沖縄が増えているようです。被爆者・伝承者を学校に招いて全生徒が被爆体験を聞く機会を作っている学校も増えつつあります。こうした実情も私たちはもっともっと知る必要があるように思います。

ほぼ１ヶ月ほどの期間内に２７の自治体を回りきるのはかなりのハードワークですが、それぞれの自治体の特徴、個性を知っていくとても楽しい、充実した時でもあります。

八幡市での懇談の様子

城陽市の訪問にて

■来年２月に広島で個展

増田正昭（下京区）

来年２月、被爆者の肖像画の個展を広島でも開催することになりました。期間は２０２４年２月１３日（月）～１８日（日）の６日間。会場は広島市内中心部の八丁堀、縮景園に近いｇａｌｌｅｒｙGというところです。いろいろ検討したり、紹介していただきましたが、最もいい会場を予約することができました。いつものギャラリートークも行います。これから頑張ってさらにいい作品を制作していきたいと思います。京都の「二世・三世の会」のみなさんにも、広島までの来場と応援をお願いします。

本・DVD・映画・番組・その他の紹介と交流

■黙殺された被曝者の声　　トリシャ・T・プリティキン著　宮本ゆき訳

紹介　**石角敏明**（長岡京市）

明石書店
4500 円＋税

牛から搾りたての新鮮な牛乳、家庭あるいは近所からの取り立ての野菜、風が適当に吹いてくる、時には「砂嵐」のような風が吹くことを除けば、みなさんこんな風景を思い浮かべて何を想像しますか？

まさか、「ミルク」「野菜」そして「風」が自分の一生を苦しめる健康被害を起こす原因になるとは、そして、自分が信頼し誇りに思っていた国からは情報を隠され、補償もされない、そんな被害の声がここにある。

「本」の具体的な内容等については、「訳者の宮本ゆき」さんが，会報１２７号に寄稿されているので、触れませんが、私たちが行った「健康調査」にも表れたように、健康被害は一生続くし、医者からは「原因不明」と言われることが多い、ということが原告から語られている。原告２４人が自分自身のことだけでなく、父のこと、母のこと、兄弟のこと、そして地域の人々の健康問題のことを語っている。実際の「健康被害」はぜひ本書を読んで知ってください。「国にだまされたのではない、欺かれたのだ」という被曝者の声を聞いてほしい、と思います。

そして、この本は、私たちが２０２１年の総会で講演をお願いした「玉山さん」のお話、あるいは「環境と公害」（第５０巻２号）―米国における被曝補償制度―の論文に繋がっていく、ということを改めて知りました。アメリカの「被曝者救済（？）」はどのように進められたのか、理解が進みます。全ての風下被曝者が救済されたかどうか、知ることが出来ます。

また、講演で「竹峰さん」の活動―「グローバルヒバクシャ研究会」の立ち上げ等―を紹介されており、「環境と公害」にも竹峰さんが論文を掲載されていることを知りました。（講演を読みなおして、改めて知りました、すみません。再度読み直します）

編集後記

▼今年の国民平和大行進、広島の被爆二世である村上厚子さんが全国通し行進を歩かれています。６月２５日、京都の「二世・三世の会」でも有志が激励会を催し応援する機会を持ちました。京都府下の通し行進には今年も「二世・三世の会」会員の小林孝企さんが挑戦中です。また、各地域の平和行進に行くと、たくさんの会員に出逢うことができ、地域によっては会員が行進の責任者を担っているところもあります。平和行進においても「被爆二世・三世」の役割が増大していることを実感します。村上厚子さんは６月２６日が京都の最終日。これから奈良県、和歌山県・・・・と引き継いで８月の広島に向かわれます。最後までお元気で歩き通されることを祈ります。（平）

２０２３年7月（文月）行事カレンダー

月	日	曜	行　　事
7	1	土	平和行進：舞鶴市、京都市内網の目行進
	2	日	平和行進：宮津市、与謝野町、伊根町
	3	月	平和行進：京丹後市
	4	火	平和行進：京丹後市→兵庫県
	5	水	「日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める署名」共同提出（第2次）のつどい
	6	木	６・９行動
	7	金	核兵器禁止条約採択の日（２０１７年） 七夕、盧溝橋事件(１９３７年)　キンカン行
	8	土	
	9	日	６・９行動
	１０	月	
	１１	火	
	１２	水	
	１３	木	
	１４	金	キンカン行動
	１５	土	
	１６	日	人類史上初の核実験（トリニティ核実験）の行われた日（１９４５年） 街頭宣伝行動（１８時・三条河原町）
	１７	月	海の日 祇園祭山鉾巡行（前祭）
	１８	火	広島「黒い雨」第２次訴訟第１回期日（１４時・広島地裁）
	１９	水	京都「被爆二世・三世の会」7月例会（１８時３０分・ラボール京都） 安保法制廃止をめざす１９日行動
	２０	木	
	２１	金	キンカン行動
	２２	土	
	２３	日	
	２４	月	祇園祭山鉾巡行（後祭）
	２５	火	
	２６	水	
	２７	木	
	２８	金	キンカン行動
	２９	土	
	３０	日	NPT 再検討会議第１回準備会合→８月１１日（金）まで 土用の丑の日
	３１	月	